

# 新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業

対象の障がい福祉サービス事業所へ定期的に通所する障がい者の費用負担軽減を図ることを目的に、通所交通費の**一部助成**を、令和2年4月1日より実施しています。

※令和2年3月31日以前は、「新潟市更生訓練費給付事業」「新潟市中心身障がい者等施設通所費助成事業」「新潟市精神障がい者通所作業訓練施設通所交通費助成事業」の3事業を実施していましたが、支給額・取扱いに差が生じていたため、わかりやすい1つの事業に統一しました。

## 事業概要について

### ●対象の障がい福祉サービス事業所

- ・生活介護事業所
- ・自立訓練事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所
- ・地域活動生活支援センターⅢ型事業所



### ●対象者の要件

新潟市に住所を有し、かつ、新潟市に生活の拠があり、対象事業所へ**「月5日以上」**通所する障がい者



### ●助成額

#### (1)公共交通機関等を利用する場合

1か月定期券相当額と月の通所日数分の運賃額を比較し、低廉となる額を基準額とし、**2分の1の額を助成**。  
基準額上限は55,000円、助成対象となる月あたりの通所上限日数は22日。

#### (2)交通用具（自動車等）を利用する場合

規定の基準額（距離に応じた金額）の**2分の1の額を助成**。  
基準額上限は31,600円、助成対象となる月あたりの通所上限日数は22日。

**※全額助成ではありませんのでご注意ください！！**

### ●支払月

7月・10月・1月・4月に前3か月分を支払います。

## 手続きについて

通所費の助成をうけるために提出が必要な書類があります。下記のとおり手続きをお願いします。ご不明な点等はお問合せ先へご連絡ください。

### ●助成申請者

**通所している事業所が所在する**【区役所健康福祉課障がい福祉係】に以下の書類を支払月前月までにご提出ください。

	提出書類	備考
1	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成申請書 (別記様式第1号(第7条関係))	事業所等の長による証明が必要
2	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成 振込口座 (参考様式1)	個人口座への振込の場合に必要
3	委任状 (参考様式2)	事業所へ申請・受領を委任する場合に必要

※要綱第8条の規定により申請委任を行う場合、委任を受けた事業所の長が上記1～3の書類をご提出ください。

### ●助成対象者が通所する事業所の長

助成対象者が通所する事業所の長は、**事業所が所在する**【区役所健康福祉課障がい福祉係】に以下の書類をご提出ください。

	提出書類	備考
1	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成対象者通所日数報告書(別記様式第5号(第7条関係))	支払月の10日までに提出
2	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成に係る事業所登録届(参考様式3)	

## お問合せ先 電話番号

### ●申請手続きに関すること

各区役所健康福祉課 障がい福祉係(直通番号)

【北区役所】025-387-1305

【東区役所】025-250-2310

【中央区役所】025-223-7207

【江南区役所】025-382-4396

【秋葉区役所】0250-25-5682

【南区役所】025-372-6304

【西区役所】025-264-7310

【西蒲区役所】0256-72-8358

### ●制度に関すること

新潟市役所 福祉部障がい福祉課 就労支援係

TEL: 025-226-1249 / FAX: 025-223-1500

